

事 務 連 絡
令和 2 年 6 月 5 日

各地方運輸局自動車交通部
関東・近畿運輸局自動車監査指導部 各位
沖縄総合事務局運輸部

自動車局貨物課

新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえた
貨物自動車運送事業者のレンタカー使用の取扱いについて

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、宅配貨物に係る需要の一時的な増大が見られるとともに、事業用自動車の納車の遅延等の事情により、事業用自動車のみでは宅配貨物に係る輸送力の確保が困難となることが予想される場所である。

こうした状況を踏まえ、令和 2 年 8 月 31 日までの間に限り、貨物自動車運送事業者が宅配貨物の輸送（営業所から近距離に限られた区域内で行われる貨物の集荷及び配達に係る輸送に限る。）にレンタカーを使用することを認めることとし、貨物自動車運送事業者の引越シーズンにおけるレンタカー使用の取扱いについて（平成 15 年 2 月 14 日付国自貨第 90 号）に準じてその運用を別紙のとおり定めたので、事務処理上遺漏なきよう取り計らわれない。

新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえた
貨物自動車運送事業者のレンタカー使用の取扱いについて

- 1 使用するレンタカーについては、「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の事業計画（事業用自動車の数）変更の事前届出等について」（令和元年8月1日国自貨第40号）等による手続きのほか、次のとおり取扱うものとする。
 - (1) 当該事前届出書等の受理にあたっては、次の事項について確認する。
 - ① 宅配貨物の輸送（営業所から近距離のラストワンマイル輸送として行われる貨物の集荷及び配達に係る輸送に限る。）の用に供せられる車両であること。
 - ② 自動車車庫の確保の状況
 - ③ 乗務員の確保の状況
 - ④ 運行管理者及び整備管理者の選任状況
 - ⑤ 一般自動車損害保険（任意保険）の締結及び損害賠償能力の状況
 - (2) 当該事前届出等については、増車実施予定日欄に減車予定年月日を併記することとし、これをもって減車の事前届出を省略する。
- 2 レンタカーの借受け期間は14日を超えてはならないものとする。

ただし、期間中に複数回届出を行う場合は、1つの事前届出書等でまとめて届出等ができるものとし、増車（減車）実施予定日及び別紙様式による使用証については、それぞれの期間を分けて記載させるものとする。
- 3 レンタカーの増車が事業計画変更の認可申請を伴う場合は、当該認可申請について、標準処理期間にかかわらず、可能な限り迅速に処理すること。
- 4 貨物自動車運送事業法第6条の規定に基づく許可基準に適合しない保有車両数5両未満の営業所に該当する場合は、本取扱いの対象としないものとする。
- 5 別紙様式による使用証は、あらかじめ必要事項を記入したうえ、当該事前届出書等に添付し提出させることとし、運輸支局長は、当該届出等の受理に際して必要事項を審査のうえ、当該使用証に押印し事業者に交付するものとする。
- 6 別紙様式による使用証は、トラブルの防止及び利用者保護の観点から、使用するレンタカー車両の外部から見やすいように表示するものとする。
- 7 レンタカー届出等の実績については各運輸局において実態を把握し、本省自動車局貨物課からの連絡に応じて当該実績を報告することとする。